

令和6～8年度(第9期)の介護保険料について

令和6年度から第9期剣淵町介護保険事業計画がスタートしました。

第9期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を算出すると、第8期の基準月額5,900円から100円増の基準月額6,000円になります。また、第8期に引き続き、低所得者の保険料負担に配慮するため、第1段階から第3段階の方を対象に軽減率を設けて保険料負担の軽減を行います。

なお、令和6年度の第1号被保険者介護保険料は、本人・世帯員の所得や課税状況などに応じて決定し、7月に別途お知らせします。

段 階	令和6～8年度		対 象 者
	月額保険料 (軽減後月額保険料)	[年額保険料] <軽減後年額保険料>	
	基準額に対する割合 (軽減後)		
第1段階	2,730円 (1,710円)	[32,760円] <20,520円>	生活保護受給者または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者、または世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下
	0.455 (0.285)		
第2段階	4,110円 (2,910円)	[49,320円] <34,920円>	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下
	0.685 (0.485)		
第3段階	4,140円 (4,110円)	[49,680円] <49,320円>	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える
	0.69 (0.685)		
第4段階	5,400円	[64,800円]	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円以下
	0.90		
第5段階 (基準月額)	6,000円	[72,000円]	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円を超える
	1.00		
第6段階	7,200円	[86,400円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円未満
	1.20		
第7段階	7,800円	[93,600円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上210万円未満
	1.30		
第8段階	9,000円	[108,000円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が210万円以上320万円未満
	1.50		
第9段階	10,200円	[122,400円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が320万円以上420万円未満
	1.70		
第10段階	11,400円	[136,800円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が420万円以上520万円未満
	1.90		
第11段階	12,600円	[151,200円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が520万円以上620万円未満
	2.10		
第12段階	13,800円	[165,600円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が620万円以上720万円未満
	2.30		
第13段階	14,400円	[172,800円]	本人が町民税課税で、前年合計所得金額が720万円以上
	2.40		